



商業登記規則の改正について (平成28年10月1日施行)

平成28年9月14日

司法書士法人 第一事務所

商業登記規則の改正について

▶ 改正理由等

1. 株主総会議事録等を偽造して役員になりすまして役員の変更登記又は本人の承諾のない取締役の就任の登記申請を行ったうえで会社の財産を処分するなど、商業・法人登記を悪用した犯罪や違法行為が発生している現状をふまえ、それらを防止し商業登記の真実性担保の強化を図る必要性が生じたこと。
2. 国際的にも、法務局において法人の所有者情報を把握して、法人の透明性を確保することにより、法人格の悪用を防止すべきであるとの要請がなされていること。
3. 法人の主要株主等の情報を法務局に提出することは、不実の株主総会議事録が作成されるなどして真実でない登記がされるのを防止することができ、商業登記の真実性の確保につながるとともに、法人の透明性が確保でき、後日訴訟等で争う場合等においても有益な情報となること。

商業登記規則の改正について

▶ 概要

1. 次の場合において、申請書に「**株主リスト**」の添付が義務づけられました。
 - (イ) 登記すべき事項につき、株主又は種類株主全員の同意を要する場合
 - (ロ) 登記すべき事項につき、株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合
(会社法第319条第1項（同法第325条において準用する場合を含む）の規定により当該決議があったものとみなされる場合を含む）

※ 株式会社のほか、投資法人と特定目的会社についても同様の書面を添付する必要があります。

持分会社及び各種法人には不適用となります。

「株主リスト」とは

▶ 株主総会の決議を要する場合（規則第61条第3項）

- 総株主の議決権の数に対する議決権割合が高いことにおいて上位となる株主10名
又は
- 総株主の議決権に対する議決権割合が高い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数のうちいずれか少ない株主
につき次に掲げる事項を証する書面を添付する必要があります。

(イ) 株主の氏名又は名称

(ロ) 株主の住所

(ハ) 各株主が有する株式の数

（種類株式発行会社である場合には、株式の種類及び種類ごとの数も記載する必要があります。）

(ニ) 議決権の数

(ホ) 各株主の有する議決権の割合

※ 上記（イ）～（ホ）につき代表者が証明し、登記所に提出した印鑑を押印する必要があります。

▶ 例 1 株主総会決議（議決権割合上位10名の場合）

商業登記規則第61条第3項の証明書

平成28年9月30日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合には、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

① 10名

② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称	住所	株式数	議決権数	割合
1	A	札幌市中央区～	10株	10	5.0%
2	B	札幌市中央区～	10株	10	5.0%
3	C	札幌市中央区～	10株	10	5.0%
4	D	札幌市中央区～	10株	10	5.0%
5	E	札幌市中央区～	10株	10	5.0%
6	F	札幌市中央区～	10株	10	5.0%
7	G	札幌市中央区～	5株	5	2.5%
8	H	札幌市中央区～	5株	5	2.5%
9	I	札幌市中央区～	5株	5	2.5%
10	J	札幌市中央区～	5株	5	2.5%
合計			80株	80	40.0%
			総議決権数	200	

平成28年10月1日

〇〇株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印（届出印）

※本書面の記載内容に関する無断の使用・引用・転載等は一切禁止します。

▶ 例2 株主総会決議（議決権割合上位3分の2の場合）

商業登記規則第61条第3項の証明書

平成28年9月30日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合には、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称	住所	株式数	議決権数	割合
1	A	札幌市中央区～	300株	300	30%
2	B	札幌市中央区～	200株	200	20%
3	C	札幌市中央区～	100株	100	10%
4	D	札幌市中央区～	100株	100	10%
	合計		700株	700	70%
		総議決権数		1000	

平成28年10月1日

〇〇株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印（届出印）

比較（※総株式数＝総議決権数＝200株とする）

上位10名 の場合

	氏名又は名称	住所	株式数	議決権数	割合
1	A株式会社	札幌市～	10	10	5.0%
2	B	札幌市～	10	10	5.0%
3	C	札幌市～	10	10	5.0%
4	D	札幌市～	10	10	5.0%
5	E	札幌市～	10	10	5.0%
6	F	札幌市～	10	10	5.0%
7	G	札幌市～	5	5	2.5%
8	合同会社H	東京都～	5	5	2.5%
9	I	札幌市～	5	5	2.5%
10	J	札幌市～	5	5	2.5%
			合計	80	40.0%
			総議決権	200	

上位3分の2 の場合

	氏名又は名称	住所	株式数	議決権数	割合
1	A株式会社	札幌市～	50	50	25.0%
2	B	札幌市～	40	40	20.0%
3	C	札幌市～	30	30	15.0%
4	D	札幌市～	30	30	15.0%
			合計	150	75.0%
			総議決権	200	

「株主リスト」まとめ（ポイント）

▶ 記載すべき株主

（イ）議決権割合上位10名の株主 又は （ロ）議決権割合上位加算3分の2に達するまでの株主
（いずれか少ない方）

▶ 記載すべき事項

- （イ）氏名又は名称
- （ロ）住所
- （ハ）株式数
- （ニ）議決権数
- （ホ）議決権割合（総株主等の同意を要する場合には不要）

〒060-0042

札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀ビル7階



司法書士法人第一事務所

TEL : (011)231-3330

FAX : (011)210-0580

<http://www.tazawa-office.jp>